

三者技術調整会実施要領

(目的)

第1条 公共工事の施工にあたり発生する工事現場毎の技術的諸問題について、発注者（県土木部）、委託請負者（設計業者 コンサルタント）及び受注者 工事請負者（建設・施工）の三者が合同で技術交流・意見交換等の会議を実施するため、三者技術調整会（以下「技術調整会」という。）を設置する。技術調整会では調整事項に係る問題点の把握及び検討を行うことで、工事目的物の品質確保と円滑な工事進捗を図るとともに関係機関技術職員の技術向上を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 技術調整会を設置する工事は、鹿児島県土木部が発注する工事で現場条件が特殊であり、施工に要する技術が新規又は高度であるなど、以下のいずれかに該当する場合あてはまる工事を対象とする。

ただし、技術調整会の導入効果が少ない工事と判断されたものは除く。

- (1) 構造計算を伴う重要構造物（橋梁、トンネル、砂防えん堤、樋門等）を含む主体とする工事
- (2) 新技術を採用している工事
- (3) 現場条件が特殊な工事（地盤条件、水理条件等）
- (4) 上記（1）から（3）のほかでその他、施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事
- (5) 受注者 工事請負者が希望する工事で、発注者が特に必要と認める工事

(事務局)

第3条 技術調整会の事務局は、発注機関に設置するものとする。

(構成員)

第4条 この技術調整会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 発注者：総括監督員、監督員及び必要により事業担当課職員等
 - (2) 委託請負者：当該工事設計業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者等
 - (3) 受注者 工事請負者：当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者等
- なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができるものとする。

(発注手続)

第5条 発注者は技術調整会の開催が必要と判断した場合は、特記仕様書において条件明示を行うとともに、当初設計において必要経費を技術管理費に計上して発注するものとする。

なお、当初設計において技術調整会の開催を予定していない場合で、技術調整会を開催することになった場合は、変更設計にて必要経費を計上するものとする。

(開催の時期及び回数)

第6-5条 工事請負者 受注者が工事施工前の現地踏査、事前測量を実施し、設計図書の照査が終了した時点で、監督職員に照査結果及び質問書を添付した工事打合簿により提出し、技術調整会開催をの要請するものとする。後、

発注者は開催要請を受けた場合、委託請負者へ参加依頼及び工事情報等を提供するとともににおいて日程等の調整を行いつたうえで開催するものとする。

またなお、開催回数は原則1回とし、現場条件の特殊性等に応じ、発注者と受注者の協議の判断により複数回開催することができるものとする。

(調整事項)

第7-6条 技術調整会での調整事項は次のとおりとする。

- (1) 受注者工事請負者による設計図書の照査結果報告、質問書の説明
- (2) 発注者、委託請負者による質問書に対する回答
- (3) 委託請負者による設計意図の説明
- (4) 施工における留意点等の確認
- (5) 工事の円滑な執行を図るための意見交換
- (6) その他（三者において調整事項を要すると判断される事項の確認）

(会議の運営及び議事録)

第8条 会議の進行は発注者が行うものとする。

また、発注者は別添「三者技術調整会記録簿」により会議記録を作成し、会議終了後、委託請負者及び受注者に内容確認及び承諾を得たうえで、会議参加者及び技術管理室へ送付し、各自で保管することとする。

(費用の負担)

第9-7条 技術調整会の開催に係る費用は、発注者が負担する。

(1) 委託請負者に対する費用→

発注者が当該工事の技術管理費に下表により算定した総額を計上(ただし間接工事費対象外)し、受注者工事請負者が委託請負者へ支払うものとする。

なお、複数回実施した場合は、必要回数分を計上するものとする。

<u>打合せ</u>	<u>設計業者</u> <u>主任技師0.5人/回、技師(A)0.5人/回</u> <u>測量業者</u> <u>測量技師0.5人/回、測量技師補0.5人/回</u> <u>地質調査業者</u> <u>技師(A)0.5人/回、技師(B)0.5人/回</u>
<u>旅費交通費</u>	<u>設計業務等標準積算基準書による</u> <u>(会議開催時点における設計等担当者の勤務地を積算上の基地とする)</u>

(2) 受注者工事請負者に対する費用→

当該工事の工事打合せに含まれるため、別途計上は行わないものとするしない。

附則

この実施要領は、平成21年12月1日から施行する。

この実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

この実施要領は、令和●年●月●日から施行する。

三者技術調整会開催フロー(案)

